

2025年3月27日

一般財団法人運輸総合研究所

【提言発表】サブオービタル飛行による民間国際輸送事業に適した 国際的法制度のあり方について

～「弾道飛行等による大陸間輸送事業に関する法的諸問題に関する研究会」報告書を公表～

- 超音速旅客機やサブオービタル飛行（宇宙空間に一時的に入り、地上に戻る飛行）技術などの開発により、高速での大陸間輸送事業が近未来に実現する可能性があります。とりわけ、我が国の事業者も、サブオービタル飛行の技術開発を推進しています。
- このような新しい交通手段による民間国際輸送事業を促進するには、それに即した国際法制度の確立が必要です。しかし、シカゴ条約に代表される国際航空法と宇宙条約に代表される宇宙法のいずれが適用されるかなど関係国際機関等でも検討は十分されていません。
- このため、運輸総合研究所では標記研究会（座長：中谷和弘 東海大学法学部教授・東京大学名誉教授）を2024年度に立上げて検討を行い、当該事業に適した国際的法制度のあり方について、提言をまとめました。今後、ICAO等の国際的な場で発表することを計画しています。

一般財団法人運輸総合研究所（会長：宿利 正史、事務所：東京都港区）は、サブオービタル飛行による民間国際輸送事業に適した国際的法制度のあり方についての提言をまとめた、「弾道飛行等による大陸間輸送事業に関する法的諸問題に関する研究会」の報告書を、3月27日に当研究所ホームページにて公表しました。

【掲載先】一般財団法人運輸総合研究所ホームページ

<https://www.jttri.or.jp/news/2025/20250327003006.html>

※提言の要旨は [裏面](#) をご参照ください



なお、同研究会は、法学者（公法及び私法）、事業者（宇宙技術開発、航空及び損害保険）、政府関係機関（内閣府宇宙開発戦略推進事務局及び国土交通省航空局並びに JAXA）、航空行政経験者等で構成されています。

※国際航空と宇宙活動に関する現行の法体系について

シカゴ条約は、国際民間航空が安全に、かつ、整然と発達すること、国際航空運送業務が機会均等主義に基づいて確立されて健全かつ経済的に運営されること等を目的としています。それに対し、宇宙条約は、天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約です。国家と密接な関係を有する社会的に有用な宇宙開発プロジェクトを想定して成立したと言えます。そして、国際航空法と宇宙法のいずれが適用されるかにより、法的帰結は異なります。例えば、地表第三者損害賠償については、前者では運航事業者が一義的に負うのに対して、後者では国家が負います。また、航空機による「国際運送」に適用されるモントリオール条約は、高度な安全運航技術の蓄積を背景とした保険市場からの信頼に裏付けられており、安全運航の技術的蓄積が乏しいサブオービタル飛行にはその前提が成り立たないことが懸念されます。

○提言の要旨

次のとおり、民間国際航空事業を規律して機能している現在の法制、商慣行等の中に、技術の特性に応じた考慮を加えて組込むことで、円滑な事業運営を促進することが現実的である。

1 シカゴ条約体制への組み込み（公法）

定期国際輸送事業として成熟したものになれば、具体的な規律内容は、二国間航空協定において定めることが望ましい。この場合、空域においては航空機として機能するものと考えられる

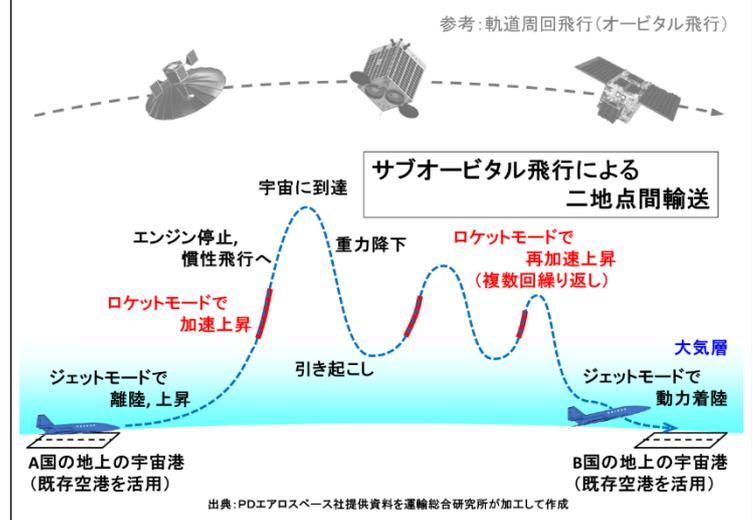
ので、空域における安全性の担保は、現在のシカゴ条約付属書による。このために、シカゴ条約の締約国は、サブオービタル飛行体による輸送を同条約上の定期国際航空業務として扱い、二国間航空協定の対象とすることができることについて、ICAO 総会決議等によりコンセンサスを確立することが望ましい。なお、宇宙空間等で担保される安全性については、技術開発中であるサブオービタル飛行のデータ等が十分に存在しない時点では、国際的な基準を設定することは困難である。ただし、実用化が進めば、ICAO においてその基準を検討していく可能性はある。

当該飛行に宇宙損害賠償条約の適用がある場合でも、関係国間の合意でそれらの規則について適用除外とし、航空機に対するローマ条約が適用されるとすることができる。ただし、第三者損害が救済されるよう、事故時の運航事業者の賠償責任が保険で十分カバーされる仕組みを構築することが望ましい。

2 モントリオール条約の適用（私法）

サブオービタル飛行体をモントリオール条約上も航空機として扱い、同条約上の国際運送に関する規律を一貫して適用することについて、ICAO による了解等の決議により国際的合意を図ることが考えられる。ただし、サブオービタル飛行の搭乗者については、宇宙空間等を通過するなど特殊な状況があり、現行の厳格な責任原理の前提となった安全運航の技術蓄積が乏しいことから、宇宙空間通過中等に発生した損害について、当初は、航空黎明期であるワルソー条約（1929年成立）の責任制度を参考に、厳格な責任原理を修正することが考えられる。

図 民間国際輸送事業への展開を想定するサブオービタル飛行のイメージ



【連絡先】

一般財団法人運輸総合研究所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-18-19 (UD 神谷町ビル) <https://www.jttri.or.jp/>

担当：藤崎 電話：080-2272-8302 E-mail：fujisaki-kdt@jttri.or.jp